

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第五十三号**

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第七章 略 第八章 雑則（第六十四条） 附則</p> <p>第八章 雑則 （電磁的記録等） 第六十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第五十九条の二第二項に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第八条第一項及び第十一条（これらの規定を第四十条の五、第四十三条、第五十一条、第五十五条、第五十五条の二、第五十八条、第五十八条の五及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る条例第五十九条の二第二項に規定する電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、条例第五十九条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において</p>	<p>目次 第一章～第七章 略 附則</p>

書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。